

令和 6 年
広島県水道広域連合企業団議会 1 月定例会
会議録

令和 6 年 1 月 29 日開会

令和 6 年 1 月 29 日閉会

広島県水道広域連合企業団議会

会 議 録 目 次

応招した議員	1
1 月 29 日（月曜日）	2
会議順序	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため議場に出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	4
議事日程	5
開会・開議	6
議長あいさつ	6
議員の辞職許可報告	6
会期の決定	6
会議録署名者の決定	7
各案を一括上程議題とする	7
企業長提案理由説明	7
質問	11
質問終結	16
採決（一括）	16
副議長の辞職	16
前副議長あいさつ	17
副議長の選挙	17
新副議長あいさつ	18
議長あいさつ	18
閉会	19
1 月定例会に提出された議案及び議決の結果	20
会議録署名	21

応招した議員（19 名）

安	井	裕	典	君
下	森	宏	昭	君
桑	木	良	典	君
大	川	弘	雄	君
岡	本	純	祥	君
加	島	広	宣	君
弓	掛		元	君
堀	井	秀	昭	君
奥	谷		求	君
片	山	貴	志	君
山	口	三	成	君
山	下	竜	太郎	君
石	丸	伸	二	君
長	坂	実	子	君
時	光	良	造	君
湊		俊	文	君
信	谷	俊	樹	君
高	橋	公	時	君
寄	定	秀	幸	君

1 月 29 日（月曜日）

会議順序

- 1 開会、開議
 - 2 議長あいさつ
 - 3 議員の辞職許可報告
 - 4 会期の決定
 - 5 会議録署名者の決定
 - 6 各案を一括上程議題とする
 - 7 企業長提案理由説明
 - 8 質問
 - 9 質問終結
 - 10 採決（一括）
 - 11 副議長の辞職
 - 12 前副議長あいさつ
 - 13 副議長の選挙
 - 14 新副議長あいさつ
 - 15 議長あいさつ
 - 16 閉会
-

出席議員（19 名）

1	安	井	裕	典	君
2	下	森	宏	昭	君
3	桑	木	良	典	君
4	大	川	弘	雄	君
5	岡	本	純	祥	君
6	加	島	広	宣	君
7	弓	掛		元	君
8	堀	井	秀	昭	君
9	奥	谷		求	君
10	片	山	貴	志	君
11	山	口	三	成	君
12	山	下	竜太郎		君
13	石	丸	伸	二	君
14	長	坂	実	子	君
15	時	光	良	造	君
16	湊		俊	文	君
17	信	谷	俊	樹	君
18	高	橋	公	時	君
19	寄	定	秀	幸	君

欠席議員（なし）

説明のため議場に出席した者の職氏名

企 業 長	湯 崎 英 彦 君
事 務 局 長	沖 邊 竜 哉 君
経 営 部 長	八 剣 学 君
技 術 部 長	後 藤 博 光 君
総 務 課 長	桑 原 強 君
企 画 課 長	谷 口 淳 君
会 計 課 長	坂 本 聰 君
技 術 管 理 課 長	小 田 健 司 君
業 務 課 長	山 田 和 弘 君
工 務 課 長	黒 上 賢 一 君
水質管理センター長	中 村 完 君

職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	伊 達 英 一
議 会 事 務 局 次 長	平 井 裕 子
主 査	河 野 勝 暁
主 査	伊 達 直 幸
主 任	阿 部 悠 介
主 任	森 本 健 太 郎
主 任	徳 永 宏
主 任	星 原 秀 次 郎
主 任	森 矢 貴 紀

議事日程

1 月 29 日午後 1 時 35 分開議

- | | | |
|------|------------|--|
| 第 1 | 会期決定の件 | |
| 第 2 | 会議録署名者決定の件 | |
| 第 3 | 第 1 号議案 | 令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算 |
| 第 4 | 第 2 号議案 | 令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計
予算 |
| 第 5 | 第 3 号議案 | 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予
算（第 3 号） |
| 第 6 | 第 4 号議案 | 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計
補正予算（第 3 号） |
| 第 7 | 第 5 号議案 | 広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部
免責に関する条例 |
| 第 8 | 第 6 号議案 | 広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に
関する条例 |
| 第 9 | 第 7 号議案 | 広島県水道広域連合企業団職員の退職管理に関する条例 |
| 第 10 | 第 8 号議案 | 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条
例の一部を改正する条例 |
| 第 11 | 第 9 号議案 | 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関す
る条例及び広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給
与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 12 | 第 10 号議案 | 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供
給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加 | 副議長辞職の件 | |
| 追加 | 副議長の選挙 | |
-

開会・開議

午後 1 時 35 分開会・開議

- 議長（安井裕典君） これより 1 月定例会を開きます。出席議員、19 名であります。これより会議を開きます。
-

議長あいさつ

- 議長（安井裕典君） 一言御挨拶を申し上げます。

本日は、1 月定例会を招集されましたところ、議員各位には、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。1 日に発生しました能登半島地震については、多くの尊い命が奪われ、また、多くの方が不自由な避難生活を余儀なくされておられます。改めて、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

さて、今次定例会に提出されます議案は、令和 6 年度当初予算をはじめ、条例案など、合わせて 10 件ありますが、いずれも重要案件であります。議員各位には、慎重かつ活発に御審議いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

議員の辞職許可報告

- 議長（安井裕典君） この場合、閉会中の議員の辞職について御報告いたします。去る令和 5 年 10 月 31 日、沖也寸志君から、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第 126 条ただし書の規定により、これを許可いたしました。
-

会期の決定

- 議長（安井裕典君） これより日程に入ります。日程第 1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。1 月定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、さよう決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。
-

会議録署名者の決定

- 議長（安井裕典君） 次は日程第 2、会議録署名者決定の件を議題とします。本件は、議長から指名します。

片 山 貴 志 君
山 下 竜太郎 君

以上、2 人をお願いします。

各案を一括上程議題とする

- 議長（安井裕典君） 次は、日程第 3、第 1 号議案、「令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算」から、日程第 12、第 10 号議案、「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例」までの各案を一括上程議題とします。

企業長提案理由説明

- 議長（安井裕典君） この場合、企業長から提案理由の説明を求めます。
企業長湯崎英彦君。

【企業長湯崎英彦君登壇】

- 企業長（湯崎英彦君） 令和 6 年 1 月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、誠にありがとうございます。

まず、令和 6 年能登半島地震により犠牲となられました方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

この甚大な被害が発生した地震により、水道事業におきましても、石川県を中心に広範な地域で水道施設の破損に伴う大規模な断水が発生し、今なお多くの地域で断水が継続しており、本水道企業団におきましても、日本水道協会からの要請を受けまして、職員や給水車を派遣することいたしました。

今後も、被災された方々に寄り添い、被災地のニーズを的確に把握しながら、できる限りの支援を行ってまいります。

次に、本定例会の開会に当たり、ただいま提出いたしました議案の説明に先立ちまして、本水道企業団の取組状況及び来年度の取組方針について御報告いたします。

本水道企業団では、昨年 4 月の事業開始以降、基本理念の実現に向けて、「広域計画」に掲げた「上質な水道サービスの提供」、「施設・維持管理の最適化」、「組織・管理体制の強化」という 3 つを基本方針に則り、取組を進めているところでございます。

事業開始2年目となる令和6年度も引き続き、この3つの基本方針に沿って、施設の再編整備や危機管理対策、DXの推進に取り組むとともに、現在、本部や地方機関ごとに異なっている業務や制度の統一、業務系システムの統合など、組織の一体化に向けた取組を加速してまいります。

また、35年振りに新たな工業用水道事業に着手することとし、国の交付金等を活用して今年度から施設整備などを進めてまいります。

まず、基本方針の第1「上質な水道サービスの提供」についてでございます。

水道水や工業用水の水質管理につきましては、水道法等に基づく水質基準に適合するよう、河川などの水源から、浄水場での浄水処理、蛇口に至るまでの各段階で、監視装置や水質検査により水質を常時監視し、異常時には速やかに原因調査の上、是正措置を講じるなど、水質管理に万全を期しております。これに加えて来年度は、人体への悪影響が懸念される有機フッ素化合物であるPFAS（ピーファス）の水質監視を一層強化し、より安全・安心で、おいしい水の提供に取り組んでまいります。

次に、低廉な料金の維持につきましては、加入分担金や手数料の段階的な統一を進めており、昨年4月には、全ての水道事業の指定給水装置工事事業者の指定等に係る手数料を、統合前の14市町で最も安い水準に統一いたしました。引き続き、令和8年度に予定している加入分担金及び給水装置工事の手数料等の額の統一に向け、検討を進めてまいります。

次に、住民サービスの向上につきましては、昨年4月に全ての事務所で水道の使用開始等の届出をインターネット上で行えるようにしたほか、11月には漏水の早期発見や検針業務の効率化が期待できるスマートメーターの実証試験を三次市君田町で開始するなど、デジタルを活用した住民の利便性向上に取り組んでまいりました。

また、事務所によって制度や基準が異なっている業務について、段階的に統一することとしており、昨年4月に給水装置工事の指定業者の指定や、講習などの指導監督に係る業務を本部に一元化し、統一した基準で運用を開始したほか、令和7年度には水道料金の収納方法の統一やスマートフォン決済の導入を、令和8年度には料金徴収業務等の制度・基準の統一を、それぞれ実現できるよう着実に検討を進めてまいります。

次に、基本方針の第2「施設・維持管理の最適化」についてでございます。

まず、施設の再編整備につきましては、広域計画に基づく施設の再編整備や更新、危機管理対策に係る工事等について、今年度、概ね計画どおり発注しております。

引き続き広域計画に基づき、浄水場の統廃合などの施設の再編整備や基幹管路の耐震化などを進めることとし、工事の執行に当たりましては、工期に遅れが生じないように、工程管理を徹底してまいります。

また、本部及び事務所ごとに異なる入札契約制度や工事関連基準の令和8年度の統一に向け、工事事業者の育成・確保に配慮しつつ、検討を進めてまいります。

次に、維持管理の効率化につきましては、今年度から、水道用薬品の発注を本部で一括して行い、調達コストの削減を図ったほか、複数の浄水場の運転監視を一つの運転監視拠点で行う広域運転監視システムや、浄水場の薬品注入をA Iで自動化する薬品注入自動化システム、管路データや環境データを基にA Iで管路の劣化度を予測する管路劣化予測ツールについて、整備を進めてまいりました。

引き続き、令和7年度の広域運転監視システムの一部稼働やA Iを活用した薬品注入自動化システムの導入に向けた整備を進めていくほか、施設や設備の点検・補修について、事務所ごとに異なる保全基準の令和8年度の統一に向けて、検討を進めてまいります。

次に、危機管理体制の強化につきましては、自然災害、水道施設事故、渇水、感染症などの危機事案を対象に、必要な対策を取りまとめたマニュアルの整備や防災訓練などを実施してまいりました。

引き続き、能登半島地震などの危機事案を教訓とし、災害や事故等に備え、緊急用資機材の整備を進めるとともに、危機管理訓練の一層の充実や近隣の事業体との連携強化を図ってまいります。

また、昨年7月中旬以降、少雨が続いたことにより、本水道企業団管内でも複数の水系で渇水傾向にございますが、住民生活に影響が生じないよう、浄水場間で水の融通を行うなど安定供給に努めつつ、住民の皆様にも節水の呼びかけを行いながら、生活用水の確保に取り組んでまいります。

次に、環境負荷の低減につきましては、水道事業は浄水や送配水の過程で、多くの電力や薬品を使用し、工事で発生する建設副産物や、浄水処理の過程で生じる浄水汚泥など多くの廃棄物も排出していることから、本水道企業団でも、環境保全に対する社会的責任を率先して果たすことが求められていると考えており、高効率ポンプの導入や、浄水汚泥の再資源化など、環境負荷の低減に向けた取組を進めております。

引き続き、高効率ポンプの導入や、環境に配慮した施設整備の推進、効率的な施設運用に取り組み、環境負荷の低減を図るほか、建設副産物や浄水汚泥の再資源化を推進してまいります。

次に、基本方針の第3「組織・管理体制の強化」についてでございます。

まず、職員の力を最大限に引き出すための環境づくりにつきましては、今年度、水道企業団職員としての使命や業務遂行の際の判断基準となるミッションステートメントの作成や人材育成方針の策定を行ったほか、各事業の資金運用の本部への一元化、目標申告・成果評価制度や事務所長の成果マネジメントシステムの導入、時間外勤務の縮減やテレワークの推進などの働きやすい職場づくりなど、職員の意識統合や組織マネジメントの確立に取り組んでまいりました。

引き続き、ミッションステートメントの職員への浸透を図るとともに、令和8年度の

プロパー職員の採用に向けて準備を進めるほか、人材育成方針に基づき、計画的に研修を実施するなど、職員が最大限に力を発揮できる環境づくりを推進し、組織としてのパフォーマンスの向上を図ってまいります。

次に、ブランディングの構築・広報活動の推進につきましては、今年度は、広報・広聴体制を整備し、ホームページや公式SNSなどによる情報発信に努めたほか、本水道企業団のシンボルマークである団章の制定など、本水道企業団のブランド構築に着手いたしました。

引き続き、効果的な広報媒体を活用して、積極的に情報を発信するとともに、水道企業団の認知度や価値を高めるための指針となる広報戦略を策定し、水道企業団のイメージアップを図ってまいります。

また、地域に根ざした公営企業として、学校の社会見学や海外技術研修員の受け入れなどの社会貢献活動を推進してまいります。

次に、工業用水道事業の取組についてでございます。

東広島市域での工業用水需要の増加に対応するため、新たに創設されました国の交付金を活用し、新たな工業用水道施設を整備することとしております。

具体的には、太田川を水源として、広島水道用水供給事業の管路等の施設を共同利用して東広島市まで送水し、その後、新たに整備する配水管などを使用して令和9年度から東広島市域に向け工業用水を給水してまいります。

本水道企業団といたしましては、本県産業の発展を支えるインフラである工業用水道事業を着実に進めることは、本県における投資の促進や雇用機会の創出につながるものと受け止めており、引き続き、工業用水を取り巻く環境変化に対応するとともに、県の産業振興に貢献していく観点から、企業ニーズに応じた供給が可能となるよう、国や県と連携しながら、産業活動に必要となる水を安定的かつ計画的に供給できるよう取り組んでまいります。

次に、今回、提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、令和6年度当初予算案につきましては、創意と工夫により、基本理念の実現に向けた取組を着実に実施するとともに、組織の一体化に向けた取組を加速するため、必要な予算を計上いたしました。

その結果、来年度の当初予算額は、収益的支出と資本的支出を併せ、水道事業会計で523億600万円となり、対前年度3億3,800万円、0.6パーセントの減、工業用水道事業会計で67億3,700万円となり、対前年度14億100万円、26.3パーセントの増となっております。

次に、令和5年度の補正予算案につきましては、国の補正予算を最大限活用して、令和6年度当初予算と一体的に編成することで、切れ目のない14か月予算として広域計画の事業進捗を加速化するほか、事業の執行見込み等を踏まえた予算の整理を行うこ

ととしております。

その結果、補正予算額は、収益的支出と資本的支出を併せまして、水道事業会計においては36億円の増額、工業用水道事業会計におきましては7,600万円の増額となり、令和5年度予算額の累計額は、水道事業会計で584億2,800万円、工業用水道事業会計で54億2,600万円となります。

次に、予算以外の議案といたしましては、「広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」などの条例案を6件提出しております。

どうぞ、慎重に御審議いただき、適切な御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

質問

- **議長（安井裕典君）** これより各案に対する質問に入ります。通告者に順次発言を許します。桑木良典君。

【桑木良典君登壇】

- **桑木良典君** 広島県議会選出の桑木良典でございます。

質問に入る前に能登半島地震において被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。先程、企業長より水道企業団からも被災地に職員や給水車を派遣する支援を予定しているとお聞きしましたが、現地からの要望に対し、できる限りの対応を行っていただくよう要請するところでございます。被災された方々が日常生活を取り戻すまでには相当の時間を要することが見込まれますので、影響を受けていない地域ができるだけの支援を続けると共に、本県でも相次ぐ自然災害への備えを着実且つスピード感を持って進めていかなければなりません。本日はそうした視点も踏まえて質問を行います。よろしくお願いいたします。

最初の質問は、東広島市域における工業用水道の整備についてであります。

この度、東広島市域に工業用水を供給している太田川東部工業用水道第2期水道事業の契約水量が供給可能な上限に達しているとして、新たな施設整備の方針が示されました。施設整備に当たり、国の「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を獲得したことは企業団の取組成果として評価しています。

そこで、今回、約30億円の予算を計上して、工業用水の増量の整備を行うこととした要因と、今後、本県の産業振興に欠くことのできない企業からの給水ニーズに対し、企業団としてどのように取り組んで行くお考えか、お伺いいたします。

次に、全員協議会で執行部から説明のありました、水道事業の指定管理業務範囲の拡大方針についてお伺いします。

この度、平成25年度から施設管理を委託している株式会社水みらい広島に指定管理業務の範囲を拡大する提案がされています。水道企業団の限られた人材を新設工事や

計画立案などの業務に集中させることで、より効果的な執行体制の確保が可能になるとの説明ですが、その内容について3点確認させていただきたいと思います。

まず、株式会社水みらい広島のこれまでの業務に対する水道企業団の評価についてお聞かせください。

次に、施設を日常的に維持管理している指定管理者が更新工事の必要性や実施時期、整備内容の適否を判断するとありますが、株式会社水みらい広島の事業計画に対し、企業団はどのように関与するのかお聞かせください。

3点目は、民間ノウハウを活用し、更新時期の適正化や更新工事に係る投資費用の抑制が図れるとありますが、コスト縮減に繋げるためにどのような取り組みを行うのかお尋ねいたします。

最後は、管路の耐震化対策についてお伺いします。

企業団設立時の重点取り組みの一つに耐震化の強化が掲げられています。平成30年の西日本豪雨災害時に土砂崩れや取水場への浸水により長期の断水を余儀なくされ、多くの県民が大変な苦難を強いられたことは記憶に新しいところでございます。現在、1月1日に発生した能登半島地震において断水による影響の大きさを見るにつけ、当時のことを振り返り、現地の困難な状況と対策の強化を思わずにはいられません。耐震化に係る水道施設の機能維持水準は、厚生労働省が定めた「水道施設に関する技術的基準を定める省令」において、基幹施設・管路等については、レベル1地震動、施設の供用期間中に発生する可能性が高い地震動に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル2地震動、過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大規模の強さを有する地震動に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと、とされています。

本水道企業団においても、耐震化の取組を強力に推進することとされていますが、今後の耐震化の進め方について、本県でも断層や液状化リスクの高い地域があり、その地区を優先的に整備するなどの考え方はないのでしょうか。

現在、公共工事を取り巻く状況は物価高騰や人手不足による入札の不調不落などの影響も心配されます。これらのことを踏まえて、自然災害に備えた耐震化工事の進捗状況と今後の課題についてお尋ねします。

さらに、この度の能登半島地震を見ても、断水がもたらす影響の大きさは顕著であります。断水となった際、被害にあっていない他の管との連結による給水確保や早期の復旧工事に取り掛かる体制整備はどのようなになっているのかお伺いいたします。

質問は以上ですが、先程、全員協議会において、先般説明を受けた令和5年度補正予算案の金額に誤りがあったとして訂正とお詫びがありましたが、審議に入る前であったとはいえ、重要な数字の誤りであり、今後は説明にあったとおり、こうしたミスが生じることのないよう確認作業を徹底していただくことを要請し、質問を終わります。

○ 議長（安井裕典君） 当局の答弁を求めます。企業長湯崎英彦君。

【企業長湯崎英彦君登壇】

- **企業長（湯崎英彦君）** 工業用水道の新たな施設整備についてお答え申し上げます。

工業用水道事業は、本県産業の発展を支えるインフラであり、産業活動に必要な水を将来にわたって、安定的かつ計画的に供給していくことは、本県における投資の促進や雇用機会の創出に繋がるものと考えております。このため、現在、供給可能な水量が上限に達している東広島市域の新たな工業用水につきましても、将来にわたって企業負担がより小さく、企業が希望する時期に供給できるよう、様々な方策について検討してきたところでございます。

このような中、先ごろ、上水を利用した場合よりも安価で供給することが可能となる一定規模以上の具体的な企業ニーズが示されたことに加えて、用水供給事業との共同事業による供給方法について、関係省庁の了承が得られたことから、新たに工業用水道を整備することとしたものでございます。

また、この度の工業用水道の整備に当たりましては、私自ら、国に対して支援の拡充を要望し、昨年12月、内閣府に創設されました「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を活用することで、受水企業の料金負担の軽減を図ることとしております。

水道企業団といたしましては、今後とも、工業用水を取り巻く環境変化に的確に対応するとともに、県の産業振興に貢献していく観点から、多様な企業ニーズに応じて、国や県と連携しながら、企業にとって最も安定的かつ安価に水を供給できるよう、取り組んで参りたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当説明員より答弁させていただきます。

- **議長（安井裕典君）** 業務課長山田和弘君。

【業務課長山田和弘君登壇】

- **業務課長（山田和弘君）** 私から3点についてお答え申し上げます。

まず、水みらい広島の業務執行に対する評価についてでございます。

本水道企業団におきましては、広島県で実施されてきた内容を引き継ぐ形で、今年度から令和9年度までの5年間を対象に、指定管理業務を開始したところでございます。

この指定管理業務につきましては、四半期ごとにモニタリング調査を行っており、今年度上半期は、運転監視や委託修繕などの維持管理業務について、概ね適正に実施されていると判断しているところでございます。

また、これまでの指定管理業務における水みらい広島の評価につきましては、昨年度、広島県の水道事業評価委員会において、ICTの導入など、民間ノウハウの活用による効率的な維持管理業務の実施、災害に備えたマニュアル整備や訓練の実施、災害時の応援体制の確保等による危機管理体制の強化など、提案内容を着実に実現しており、概ね適正に実施していると評価されたところでございます。

本水道企業団といたしましては、毎年度のモニタリング調査を継続するほか、令和9年度の指定管理期間の満了時には、外部有識者で構成する水道事業評価委員会に諮る

など、指定管理業務の実施状況について検証・評価して参りたいと考えております。

次に、水みらい広島の事業計画に対する水道企業団の関与についてでございます。

本水道企業団では、浄水場やポンプ所などに設置した電気・機械設備のほか、配水管等の管路設備について、関係法令で定める耐用年数を基準に、過去の修繕履歴等から、計画的な更新のための更新計画を策定し、安定給水の確保に取り組んでいるところでございます。

また、指定管理者は、毎日の運転監視のほか、施設・設備の日常点検、修繕、定期的なメンテナンス等の維持管理業務を実施しており、こうした点検や修繕等を通じて、施設・設備の最新の状態を常に把握することで故障や破損等による漏水・断水の未然防止に取り組んでいるところでございます。

一方で、今後、老朽化施設の増大による更新工事量の増加や、更新費用の増加が見込まれることから、更新工事について、施設・設備の状態を把握している指定管理者の判断を、より適切に反映していくなど、さらに効率的な実施体制を構築していく必要があると考えているところでございます。このため、今後は、指定管理者が更新工事の実施主体となるよう実施体制を見直すこととしておりますが、更新工事の計画決定につきましては安全性の確保を最優先に、コスト縮減等についても十分検討した上で、水道企業団において行うこととしております。

本水道企業団といたしましては、施設・設備について、状態保全に基づく更新工事の適正化に取り組むことで、施設・設備の長寿命化やコスト縮減を図るとともに、効率的な執行体制の確保に努めて参ります。

次に、指定管理業務の拡大によるコスト縮減に向けた取組についてでございます。

本水道企業団の指定管理者制度につきましては、ＩＣＴの活用や新技術の導入など、民間のノウハウを業務に取り入れることで、水道施設の管理運営に関する課題の解決、水道事業の効率的な運営の実現を目指して導入したものでございます。このため、この度の指定管理業務範囲の拡大に当たりまして、これまでと同様、指定管理者において、民間ノウハウ等を活用し、更新工事の効率的な執行を図っていくこととしております。

具体的には、施設や設備の状態から、部分的な修繕による対応が可能と判断される場合には、全面取替え等ではなく、修繕により対応するなど、更新箇所の選別や更新時期を見直すことで、施設の長寿命化を進めること、工事の発注時期を分散化することで、入札不調等を回避し、工事業者の確保を確実に進めること、監督・検査業務におけるＤＸの推進などを通じて、コスト縮減に取り組むこととしております。

また、今後、本水道企業団が行います新たな施設・設備の整備に当たり、効率的な水運用による施設のダウンサイジング、維持管理コストが抑制可能な設備・機器の導入などについて、対象施設等の管理を担う指定管理者からコスト縮減に資する提案を求め、それらを適切に整備計画に反映して参りたいと考えているところでございます。

今後とも、水道事業を取り巻く環境変化に迅速に対応できる効率的な実施体制を将

来にわたって構築していくことで、安定的な事業運営に努め、県民サービスの向上に取り組んで参ります。

- 議長（安井裕典君） 工務課長黒上賢一君。

【工務課長黒上賢一君登壇】

- 工務課長（黒上賢一君） 私から2点につきましてお答えいたします。

まず、耐震化工事の進捗状況と今後の課題についてでございます。

近年、大規模な自然災害や施設の老朽化に起因する断水が発生していることから、水道施設の強靱化が急務となっていると考えております。

本水道企業団では、昨年策定した広域計画におきまして、基幹管路の更新を危機管理対策の柱の一つとして位置付け、重点的に進めることとしており、令和5年度から10年間で基幹管路の耐震化率を、全国平均を上回る55.1パーセントに引き上げることを目標に取り組んでいるところでございます。

この基幹管路の更新工事につきましては、これまで本県内においても地震等の災害が起きていないにもかかわらず漏水事故等が発生している現状に鑑み、敷設からの経過年数や過去の漏水事故の発生状況などを最優先事項として、断層等の地盤リスクも念頭に、断水リスクの高い管路から、順次、更新と同時に耐震化も行なっているところでございます。初年度となる今年度の基幹管路の更新工事は、延長7.7キロメートルが完成見込みで、当初の予定通り進捗しているところでございます。来年度は、延長25.1キロメートルの工事に着手する予定としていることから、広域計画に掲げた目標を達成できる進捗で耐震化を進めることができていると考えております。

今後の課題といたしましては、資材等の物価高騰や工事を担う事業者の人材不足が懸念される中であっても、当初の計画通り基幹管路の更新工事を進めることであると考えております。このため、資材等の変動幅を見通しつつ、仕様規格の見直しなどによるコスト削減にも取り組むことで適切な事業費の積算を行うとともに、施工時期の平準化を図ることで工事事業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、工事の進捗管理を徹底し、管路の耐震化などの水道の強靱化を着実に進めていくよう取り組んでまいります。

次に、断水リスクへの対応についてでございます。

本水道企業団では、地震などの自然災害などにより、万が一断水になった場合の影響が広範囲かつ長期に及ばないよう、水道施設のバックアップ機能の強化を進めることとし、海底送水管の二重化や従前の管路のネットワークを跨いで相互に送水できる緊急時連絡管の整備を主要プロジェクトとして位置付け、早期の完成を目指して取り組んでいるところでございます。

具体的には、海底送水管の二重化につきましては、宮島海底送水管の二重化を令和7年度末までに、江田島海底送水管の二重化を令和9年度までに整備することを目指して工事を進めております。また、緊急時連絡管につきましては、三次市・庄原市間及び、

三次市・安芸高田市間の2か所を今年度末までに整備することとしております。さらに、断水発生時に復旧工事を早期に進めるため、水道企業団の事務所間で、管路の復旧工事に使用する各種の管材など、緊急用資機材の共有、地元管工事組合や工事事業者との復旧活動に関する災害時応援協定の締結などを実施しているところでございます。加えて、本水道企業団だけでは対応が困難な大規模断水が発生した場合を想定し、日本水道協会や近隣水道事業者との協定により、応援給水だけでなく早期の復旧工事に資する緊急用資機材も確保できる体制を整備しているところでございます。

今後とも、断水事故が発生した場合も想定し、迅速な復旧工事に向けた適切な事前準備を行うとともに、施設のバックアップ機能の強化などの危機管理対策を実施していくことで、災害や事故に強い水道を構築してまいります。

質問終結

- 議長（安井裕典君） 質問の通告者の発言は以上となります。

お諮りします。これにて質問を終結するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

採決（一括）

- 議長（安井裕典君） これより各案に対する討論に入ります。この場合、討論の通告はありません。

お諮りします。討論なしとするに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

それでは、直ちに一括して採決します。上程中の各案は、原案のとおり決するに賛成の諸君は御起立願います。

【賛成者起立】

- 議長（安井裕典君） 起立総員であります。よって、各案は原案のとおり決しました。

副議長の辞職

- 議長（安井裕典君） この場合、報告がありますので、書記に朗読させます。

【書記朗読】

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により、令和6年1月29日付をもって広島県水道広域連合企業団議会副議長を辞職いたしたいので、御許可くださるようお願い出ます。

広島県水道広域連合企業団議会副議長 奥 谷 求
広島県水道広域連合企業団議会議長 安 井 裕 典 殿

- 議長（安井裕典君） ただいま報告のように、奥谷求君から副議長を辞職したい旨の願い出があります。

お諮りします。副議長辞職の件を本日の日程に追加するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

それでは、副議長辞職の件を議題といたします。直ちに採決いたします。奥谷求君の副議長辞職を許可するに賛成の諸君は御起立願います。

【賛成者起立】

- 議長（安井裕典君） 起立総員であります。よって、奥谷求君の副議長辞職は許可するに決しました。

前副議長あいさつ

- 議長（安井裕典君） この場合、奥谷求君から発言を求められておりますので、これを許します。

奥谷求君。

- 奥谷求君 副議長辞職に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年10月に、皆様方の御推挙により、副議長の重責につかせていただきました。爾来、4か月の間、副議長の職責を無事果たすことができましたことにつきまして、各位の御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

まことにありがとうございました。以上であります。

【奥谷求君副議長席を退席】

副議長の選挙

- 議長（安井裕典君） お諮りします。副議長が欠員となりましたので、この際、副議長の選挙を本日の日程に追加するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。それでは、副議長の選挙を行います。

お諮りします。この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。それでは、
副議長に

山 口 三 成 君

を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました山口三成君を副議長の当選人と決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。当選者は御承諾をお願いいたします。

新副議長あいさつ

- 議長（安井裕典君） それでは副議長、副議長席へお着きになり、御挨拶願います。

【山口三成君副議長席に着く】

- 副議長（山口三成君） 一言御挨拶を申し上げます。

この度、議員各位の御推挙をいただきまして、広島県水道広域連合企業団議会の副議長に就任することになりました。

議長を補佐し、円滑な議会運営が行われますよう、務めてまいりたいと存じますので、何とぞ、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

議長あいさつ

- 議長（安井裕典君） 以上をもちまして、1月定例会に提出されました議案は、ここに全て議了しました。

一言御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、令和6年度当初予算をはじめ、本水道企業団の重要案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様方の御協力に対し、心から御礼申し上げる次第であります。

さて、能登半島地震につきましては、管路の破損による断水など水道関係施設の被害も甚大であります。被災地の日も早い復旧・復興を念願する次第であります。本水道企業団におかれましては、明日から、被災地支援に向かうこととされておりますが、被災された皆様の期待に応えられますよう、日頃から培った力を十分に発揮されることを祈念いたします。

また、本水道企業団の2年目となる令和6年度では、東広島市域における工業用水道

の整備をはじめ、主要プロジェクトに掲げる各事業の着実な進展、有機フッ素化合物に係る水質管理の強化対策などに取り組まれることとされております。

これらの取組に加えまして、引き続き、水道施設の耐震化や強靱化をはじめ、災害への備えに万全を期していただくよう切望する次第であります。

閉会

- 議長（安井裕典君） これをもちまして、1月定例会を閉会いたします。

午後2時22分閉会

1 月定例会に提出された議案及び議決の結果

令和 6 年 1 月 29 日採決

企業長提出議案

議案番号	件名	議決結果
第 1 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算	可決
第 2 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算	可決
第 3 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第 3 号）	可決
第 4 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）	可決
第 5 号議案	広島県水道広域連合企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	可決
第 6 号議案	広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例	可決
第 7 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の退職管理に関する条例	可決
第 8 号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決
第 9 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例及び広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決
第 10 号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例	可決

会議録署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

広島県水道広域連合企業団議会議長

安 井 裕 典

会 議 録 署 名 議 員

片 山 貴 志

会 議 録 署 名 議 員

山 下 竜太郎